

# 監査結果報告書

(令和4年6月22日付け住民監査請求)

糸島市監査委員

4 糸 監 第 5 2 号  
令和4年8月12日

糸島市監査委員 谷 昌 治

住民監査請求による監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による令和4年6月22日付けで提出された糸島市職員措置請求書について、監査を終了したので、同条第5項及び糸島市監査基準（令和2年糸島市監査委員告示第4号）第23条第2項の規定に基づき、監査の結果に関する報告書を公表します。

## 住民監査請求による監査の結果に関する報告

### 第1 監査基準に準拠している旨

監査に当たっては、糸島市監査基準に準拠して監査を実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第242条第1項の規定による糸島市職員措置請求の監査

### 第3 監査の対象

請求の要旨は、令和4年2月21日から5月20日までに某糸島市議会議員に支給された報酬等1,605,448円について、病欠届のみで支給することは不当であるとして、糸島市長が当該金額を負担することを求めていることから、「議員の身分、議員報酬、費用弁償及びその他給与に関すること。」を分掌事務とする議会事務局議事課及び公金支出に係る伝票を審査する会計課を監査の対象部局とした。

### 第4 監査の着眼点

- ① 当該支出は、違法又は不当な公金の支出であるか。
- ② 当該支出に対し、糸島市長は賠償責任を負うか。

### 第5 監査の主な実施内容

議事課にあらかじめ関係書類及び意見書の提出を求め、令和4年7月26日に議会事務局長及び議事課の職員から説明を受け、必要に応じ意見等を聴取した。

請求人の陳述は、7月19日に行った。

なお、川上議会選出監査委員については、本件請求に利害関係を有するため、地方自治法199条の2の規定により除斥とした。

### 第6 監査の実施場所及び期間

#### 1 実施場所

監査室

#### 2 期間

令和4年6月22日から令和4年8月10日まで

### 第7 監査の結果

地方自治法第242条第5項の規定による通知は、別紙「住民監査請求による監査の結果」のとおりである。

## 住民監査請求による監査の結果

### 第1 請求のあった日

令和4年6月22日

### 第2 請求人

住 所 (省略)

氏 名 村 島 潔

### 第3 請求の要旨

#### 1 請求の要旨及び措置の請求内容（「糸島市職員措置請求書」原文のまま。）

#### 第1、請求の要旨

- ①糸島市長 月形祐二が
- ②令和4年2月21日から5月20日までに  
〇〇市議に支給された報酬等 1,605,448円
- ③病欠届のみで支給することは不当である。
- ④この不当な行為によって支給された報酬等が  
市に損害を与えた。
- ⑤以上のことから、糸島市長に負担を求める。

#### 第2、事実証明書

- ①報酬等の支給明細
- ②欠席届

### 第4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和4年6月27日に監査委員の合議により受理を決定した。

### 第5 監査の実施

#### 1 監査委員の除斥

監査委員のうち議会から選出された川上伸悟監査委員については、本件請求に利害関係を有するため、法第199条の2の規定により除斥とした。

#### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和4年7月19日、請求人による陳述を聴取した。なお、新たな証拠書類等の提出はなかった。

陳述の内容を要約すると次のとおりである。

今年の1月末に行われた市議会選挙で当選したある議員について、2月の中旬に全員協議会に2度、3月の本会議に1度出席されたのみで体調不良を理由に今日まで欠席をされています。法律及び条例によって欠席届さえ出せば受理され、問題ないとのことで、満額の議員報酬及び費用弁償を支給しています。法律上問題ないとの考え方は市民感覚では納得できないため今回の監査請求に至りました。

本来、議員報酬は議員だからもらえるお金ではなく、あくまでも議員活動の対価だと思います。現状、体調不良という理由があったとしても、この方は議員活動をやっていません。なのに、条例、法律で適正であるからといって支払われるということは、市民は納得できないと思います。

### 3 監査の対象事項

本件請求の要旨等を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

- ① 糸島市長（以下「市長」という。）が、令和4年2月21日から5月20日までに○市議会議員（以下「市議」という。）に対し支給した議員報酬及び費用弁償1,605,448円（以下「本件支出」という。）は、違法又は不当な公金の支出であるか。
- ② 本件支出に対し、市長は賠償責任を負うか。

### 4 監査の対象部局

議会事務局議事課、会計課

### 5 監査の方法

法第242条第5項及び糸島市監査基準（令和2年糸島市監査委員告示第4号）に基づき、議会事務局議事課に対し関係書類等の提出を求め、令和4年7月20日付で関係書類等を受領した。同月26日、議会事務局長及び議事課の職員から当該関係書類の説明を求めるとともに、事情聴取を行った。

議会事務局長から意見書が提出された。意見書の内容は以下のとおりである。

#### 糸島市職員措置請求に対する意見書【抜粋】

##### 1 市議会議員の議員報酬及び費用弁償について

地方議会議員の議員報酬及び費用弁償については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第1項において、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」、同条第2項において「普通公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」、また同条第4項において、「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定している。

糸島市では、上記法の規定を受け、糸島市議会議員の議員報酬及び費用弁償については、糸島市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 22 年糸島市条例第 46 号。以下「議員報酬条例」という。）で定めている。

なお、「議員報酬条例」に基づく、糸島市議会の議員の議員報酬、費用弁償等の支給方法等に関する規則（平成 22 年糸島市規則第 38 号）で、条例第 4 条に規定する旅費を定めている。

糸島市議会では、任期満了に伴う市議会議員選挙が令和 4 年 1 月 30 日に実施され、法第 93 条第 1 項に基づく新たな市議会議員の任期は、令和 4 年 2 月 14 日から令和 8 年 2 月 13 日までの 4 年間である。

## 2 請求人の主張に対する意見

請求人は、病欠届のみで議員報酬等を支給することは不当であり、市に損害を与えたと主張する。

しかし、先述のとおり、地方議会議員の議員報酬及び費用弁償の支給等については、法に規定されており、法に基づく市条例・規則も制定されている。

糸島市議会事務局においては、これら法律・条例等に基づき、各議員の議員報酬及び費用弁償を適正に支給しているところである。

また、病欠届については、糸島市議会会議規則（平成 22 年糸島市議会規則第 1 号）第 2 条及び第 91 条の規定に基づき提出されているものであり、正式な手続きを行っており、不当な支出を行っていると考えていない。

よって、〇〇議員におかれては病気により定例会等を長期的に欠席されている状況であるが、法律や条例に反した議員報酬及び費用弁償を支給しているものではないと判断する。

なお、全国的な動向として、長期欠席する議員への対応策として、議員報酬の減額に関する特例条例の制定や減額規定を盛り込んだ改正条例の制定などが行われており、糸島市議会においても 6 月定例会に「議会活動に関する調査特別委員会」を設置し、早急にその対応について調査・研究することとしていることを申し添える。

なお、提出を求めた関係書類等は次のとおりである。

- ・会議等の出欠に係る書類（欠席届及び会議等の出席明細表）
- ・議員報酬及び費用弁償に係る支給明細書（令和 4 年 2 月 21 日から 5 月 20 日までに支給した報酬及び費用弁償の支給明細書）

## 第6 監査の結果

### 1 確認した事実

監査の対象事項に関する事実関係等について、監査の対象部局の関係職員から事情聴取を行うとともに、関係書類等の提出を求め、次のとおり確認した。

また、会計課に対し、請求人が不当な支出であると指摘する本件支出に係る支出負担行為兼支出命令書及びその添付書類（以下「財務伝票」という。）の提出を求め、これを確認した。

#### (1) 議員報酬及び費用弁償について

##### ア 法・条例等の定め

- ① 法第203条第1項では、普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならないとされ、同条第2項では、普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができるとされている。

また、同条第4項では、議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされている。

- ② 本市では、法第203条の規定を受け、糸島市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成22年糸島市条例第46号。以下「報酬等条例」という。）により、議員報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めている。

また、報酬等条例に基づく、糸島市議会の議員の議員報酬、費用弁償等の支給方法等に関する規則（平成22年糸島市規則第38号。以下「報酬等規則」という。）により、報酬等条例第4条に規定する旅費を定めている。

なお、報酬等条例及び報酬等規則に、議員報酬の減額に関する規定はないことを確認した。

#### ○糸島市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例【抜粋】

平成22年糸島市条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第3項及び第4項の規定に基づき、糸島市議会(以下「議会」という。)の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議会の議長及び副議長並びに常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長(以下「委員長」という。)並びに議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 537,000円

副議長 月額 483,000円

委員長 月額 461,000円

議員 月額 452,000円

(議員報酬の支給)

第3条 議長、副議長及び委員長にはその選挙された当日分から、議員にはその職に就いた当日分から、それぞれ議員報酬を日割計算により支給する。

2 議長、副議長、委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当日分までの議員報酬を日割計算により支給する。

3 前2項の規定による議員報酬は、当該月の現日数を基礎として計算する。

(費用弁償)

第4条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として規則で定める旅費を支給する。

(議員報酬等の支給方法)

第6条 この条例に定めるもののほか、議会の議員の議員報酬、費用弁償、旅費及び期末手当の支給方法等については、規則で定める。

○糸島市議会の議員の議員報酬、費用弁償等の支給方法等に関する規則【抜粋】

平成22年糸島市規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成22年糸島市条例第46号。以下「条例」という。)第4条、第5条第2項及び第6条の規定に基づき、議会の議員の議員報酬、費用弁償、旅費及び期末手当の支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める旅費)

第2条 条例第4条に規定する規則で定める旅費は、議員が議会の招集に応じたとき又は糸島市役所庁舎で開催される委員会若しくは協議等の場に出席したときについては、次の各号に掲げる議員の住所から当該庁舎までの距離の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 5キロメートル未満 500円

(2) 5キロメートル以上10キロメートル未満 1,000円

(3) 10キロメートル以上 1,500円

2 前項に定めるもののほか、議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として糸島市職員等の旅費に関する条例(平成22年糸島市条例第55号)の例により旅費を支給する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を支給する。

(1) 日当 2,200円(1日につき)

(2) 宿泊料 14,500円(1夜につき)



(2) 本件請求に係る支給状況

ア 会計課に対し、本件支出に係る財務伝票の提出を求め確認した内容は、下表のとおりである。

下表について、財務伝票ごとに、支給日、支給額及び摘要を記した。また、本人口座への振込額は、表の支給額から、所定の源泉所得税、住民税及びその他控除額を控除した後の額となるが、各控除額について表への記載は省略した。

なお、議会事務局議事課に対して提出を求めた「議員報酬及び費用弁償に係る支給明細書(令和4年2月21日から5月20日までに支給した報酬及び費用弁償の支給明細書)」を確認した結果は、下表と一致した。

イ 令和4年2月21日から5月20日までに市長の支出命令により会計管理者から市議に対し、口座振込により議員報酬及び費用弁償が合計1,819,483円支給されている。内訳は議員報酬1,817,983円、費用弁償1,500円である。

ウ 令和4年2月13日が市議会議員の任期満了であったことから、1月に市議会議員の改選選挙が行われており、2月分の議員報酬は、改選前(2/1～2/13分)と改選後(2/14～2/28分)に分けて支給されている。

エ 市長が、令和4年2月21日から5月20日までに市議に対し支給したと請求人が主張する議員報酬及び費用弁償の額1,605,448円は、市議会議員の改選後、令和4年2月21日から5月20日までに市議に対し支給された議員報酬及び費用弁償の額であることを確認した。(令和4年2月分の議員報酬のうち、改選前(2/1～2/13分)の214,035円を含まない。)

オ 下表の支給額については、報酬等条例及び報酬等規則に則り正確に算出し、支給されていることを確認した。

支給日(支払日)	支給額	摘要
令和4年2月21日	214,035円	令和4年2月分議員報酬 (改選前2/1～2/13分)
令和4年2月21日	242,142円	令和4年2月分議員報酬 (改選後2/14～2/28分)
令和4年3月18日	1,000円	令和4年2月分議員費用弁償
令和4年3月18日	452,000円	令和4年3月分議員報酬
令和4年4月21日	5,806円	令和4年3月分議員報酬調整分
令和4年4月21日	500円	令和4年3月分議員費用弁償
令和4年4月21日	452,000円	令和4年4月分議員報酬
令和4年5月20日	452,000円	令和4年5月分議員報酬
合計	1,819,483円	

(3) 支払の手続について

本件支出については、全て議事課職員により財務伝票が作成され、市長の権限に属する事務の一部を議会事務局長等に補助執行させることに関する規則（平成22年糸島市規則第187号。以下「補助執行規則」という。）の規定に基づき決定されている。その後、当該財務伝票は会計課へ回付され、会計管理者は審査の上、各支払予定日に所定の源泉所得税、住民税及びその他控除額を控除した後の額を口座振込の方法によって市議に対し支出したことを確認した。

各支払の手続は、補助執行規則、糸島市会計事務規則（平成22年糸島市規則第57号）その他関係例規に則って処理されており、不備等は認められなかった。

(4) 議会の欠席届について

ア 法・条例等の定め

欠席の届出については、糸島市議会会議規則（平成22年糸島市議会規則第1号）第2条及び第91条に規定されている。

○糸島市議会会議規則【抜粋】

平成22年糸島市議会規則第1号

第1章 会議

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第2章 委員会

(欠席の届出)

第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(5) 本件請求に係る欠席届の状況

ア 令和4年2月14日から5月31日までの間において開催された、市議が出席を要する会議又は委員会（以下「会議等」という。）の欠席届については、出席できない理由が明示されており、会議等の開議時刻前までに届け出られたものであることを議事課提出資料及び議事課職員への聞き取りにより確認した。

2 監査委員の判断

請求人が、不当な公金の支出（財務会計上の行為）として主張される事項に対し、その当否について、監査委員の判断は以下のとおりである。

① 本件支出は、違法又は不当な公金の支出であるか。

請求人は本件支出が不当であると主張するものであるが、上記、確認した事実1（2）及び（3）のとおり、市長が、令和4年2月21日から5月20日までに市議に対し議員報酬及び費用弁償として支出した公金の支出に係る財務会計上の行為については、違法性は認められない。

また、議員報酬は1（1）のとおり、法の規定によりその支給額、支給方法については条例でこれを定めなければならないとされるが、本市の報酬等条例に、会議等を欠席した議員の議員報酬を減額する旨の規定はない。市長に、会議等を欠席した市議に対し議員報酬を減額して支給する裁量はないため、議員報酬額を減額することなく報酬等条例の規定通りに支給したことに不当性は認められない。

② 本件支出に対し、市長は賠償責任を負うか。

請求人は、民法（明治29年法律第89号）第709条の不法行為に基づく市長への損害賠償請求を求めているものと解されるが、前述したように本件支出自体に違法又は不当な点はないため、市長は損害賠償責任を負わない。

第7 結論

本件請求についての監査結果は、次のように決定した。

本件請求で請求人が主張する不当な公金の支出については、上記、第6の2の「監査委員の判断」のとおり、その事実及び根拠に不当性は認められず、請求人の主張には理由がないので、棄却する。